

意見書

平成22年11月22日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 102-8460

住所 とうきょうとちよだくいきだばし 東京都千代田区飯田橋3-10-10

氏名 けいていであいかぶしがいしや KDDI株式会社

だいひやうとりしまりやくしやちやうけんがいちやう 代表取締役社長兼会長 おの であ 小野寺 ただし 正

「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する考え方等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所		意見
1. 携帯端末向けマルチメディア放送において実現するサービス	基本的な考え方	<p>携帯端末向けマルチメディア放送は、映像・音声といった従来型の放送だけではなく、電子書籍や電子新聞、音楽楽曲ファイル、ゲーム等、既にインターネットの世界でも流通している多種多様なコンテンツが配信されることが想定されます。モバイルインターネットビジネスにおいては、既に多種多様なコンテンツプロバイダがコンテンツを製作・提供しており、お互い切磋琢磨・創意工夫することにより市場が拡大しています。携帯端末向けマルチメディア放送においても、ベンチャー企業を含めこのようなコンテンツプロバイダが最低限のリスクで事業に参画し、切磋琢磨することにより新たなサービスがダイナミックに展開されることを念頭に制度整備が行われることに期待します。</p>
1. 携帯端末向けマルチメディア放送において実現するサービス	(3)ア	<p>視聴者・利用者がサービスを十分に利用できる機会を確保することは重要であると考えます。特に今後は、従来の携帯電話に加え、スマートフォンやタブレット型端末に代表されるとおり、多様な携帯端末が様々なメーカーやキャリア等から販売され、利用用途に応じて利用者が使い分けられるような形態が想定されるため、それぞれの携帯端末の特徴や商品性を損なわないよう、柔軟なサービスの提供が可能であることも重要と考えます。</p>
1. 携帯端末向けマルチメディア放送において実現するサービス	(3)イ・ウ	<p>蓄積型放送は、予め作成されたコンテンツファイルが放送設備より送信され、受信端末のストレージ領域に保存されることでコンテンツ配信が完了します。利用者は、保存されたコンテンツを自分の好きな時に受信端末アプリケーションにより視聴・利用するため、従来の放送とは視聴・利用の形態が異なります。よって、従来の放送を前提とした制度を単純に適用するのではなく、蓄積型放送サービスの態様を踏まえた規律の有効性・必要性について検証される必要があると考えます。</p>

		特に、蓄積型放送の利用形態を踏まえると、災害放送等の即時性のある情報配信サービスは、十分にその目的を達成しない可能性があります。携帯端末向けマルチメディア放送の主要な受信端末となる携帯電話端末については、緊急地震速報やワンセグ等の機能に対応した機種が一定程度普及していること等も踏まえると、蓄積型放送に対しては、災害放送提供義務について緩和される必要があると考えます。
1. 携帯端末向けマルチメディア放送において実現するサービス	(3)エ	CAS/DRM等のプラットフォーム機能については、受信機への実装容易性、利用者利便性、コスト抑制等の観点からは、可能な限り共通化されることが望ましいと考えますが、選択される方式によっては、個々の委託放送事業者が提供を希望するサービスに制約が生じる可能性もあるため、委託放送事業者が主体となり、技術中立的に幅広い検討が行われた上で、プラットフォーム機能の技術方式が決定される必要があると考えます。また、委託放送事業者等は、サービス開始後においても、技術革新等による新たなプラットフォーム機能の出現に注意を払い、継続的にサービス性の向上や利用者利便の向上を図る必要があると考えます。
当社意見案： 2. 委託して行わせる放送に係る周波数の割当て	(2)	携帯端末向けマルチメディア放送が魅力あるサービスとして提供されるためには、ベンチャー企業を含め新しいアイデアを持った多種多様なコンテンツプロバイダが、委託放送事業者としてだけでなく、委託放送事業者にコンテンツを供給する立場として最低限のリスクで参画できる仕組みが必要であり、そのためには一定のリスクテイクができる事業者に、ある程度まとまった周波数を割り当て、当該委託放送事業者が周波数軸・時間軸でこれらのコンテンツを柔軟に編成する形態が望ましいと考えます。
2. 委託して行わせる放送に係る周波数の割当て	(4)ア～ウ	委託放送事業者が、利用者ニーズや市場動向等を踏まえて柔軟にコンテンツの編成を行い、効率的に周波数を利用できるようにするためには、13セグメント領域を周波数軸で固定的に細分化して割

		<p>り当てるのではなく、委託放送事業者間で協議が整うことを前提とした上で、基準伝送容量（基準セグメント）による周波数割当を導入することが適当と考えます。また、同じく利用者ニーズ等への柔軟な対応の観点から、割当単位ごとに放送の種類（リアルタイム型、蓄積型、もしくはその組合せ）の用途を限定すべきではないと考えます。</p>
2. 委託して行わせる放送に係る周波数の割当て	(4)イ、エ	<p>13セグメント領域の周波数割当幅は、リアルタイム型放送では提供チャンネル数、蓄積型放送ではコンテンツのダウンロード時間やコンテンツ容量に影響することから、委託放送事業者間の公正競争の観点から、同程度の周波数割当（基準伝送容量）とすることが適当であると考えます。また、13セグメント領域において特定の1社が多く周波数割当を受けないよう、例えば13セグメント領域における全セグメント数(26セグメント)の1/3を超えない等の割当上の制限を設けることが望ましいと考えます。</p>
3. 携帯端末向けマルチメディア放送と通信サービスとの関連性	(2)(3)	<p>今後は、従来の携帯電話に加え、スマートフォンやタブレット型端末に代表されるとおり、多様な携帯端末が様々なメーカーやキャリア等から販売され、利用用途に応じて利用者が使い分けるような形態が想定されるため、携帯電話のみならず多様な携帯端末を想定しておく必要があると考えます。</p>
3. 携帯端末向けマルチメディア放送と通信サービスとの関連性	4)ア	<p>以下の理由から、利用者利便の観点でも慎重な検討が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信サービスは、通信事業者によってサービス提供区域（エリア）や品質等のサービス差分があり、放送で提供されるリッチコンテンツや同時同報コンテンツが、通信サービスでは十分に提供できないケースが発生することが想定されます。 ・ 通信サービスによる放送補完サービスが提供された場合、当該トラフィックが通信事業者の電気通信設備に対して影響を及ぼし、輻輳等により通信サービスの利用者に迷惑をかけるこ

		<p>とも考えられます。特に、放送用の基地局設備の障害等により、特定エリアで放送サービスを受けられなくなった場合、通信サービスによる放送補完が集中し、当該エリアの通信サービスに深刻な影響を及ぼす恐れもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信サービスによる放送補完により、利用者が意識せずにパケット通信料負担が発生し、利用者の混乱を招く可能性があります。どのようなやり方にせよ、放送エリアが不十分であることに起因する通信サービスの負担は、最終的には利用者に転嫁されることとなります。 <p>通信による放送の補完については、何をもって「補完的」とするのか、制度によって基準を明確にすることは困難と想定しております。よって、あくまで通信サービスによる放送補完の提供については、委託放送事業者が通信事業者とも十分に協議のうえ、可能な範囲で副次的に検討されるべきものであると考えます。</p> <p>また、通信サービスによる放送の補完により、放送サービスエリア外における利用者ニーズへの対応や、サービスエリア内における不感地域・屋内受信への対応等、本来は受託放送事業者の経営努力で行われるべき放送エリアの品質向上のインセンティブを奪うことになりかねないほか、電波の有効利用や通信・放送を含めた全体の経済性の観点からも、サービスが放送による配信で完結できるよう、まずは受託放送サービスによるエリア品質が確保される為の制度整備が最優先事項であると考えます。</p>
<p>3. 携帯端末向けマルチメディア放送と通信サービスとの関連性</p>	<p>(4)イ</p>	<p>受信端末において、特定の委託放送事業者との契約しかできない等の不当な取扱いは、携帯端末向けマルチメディア放送には馴染まないと考えており、この点は原則として留意すべきと考えますが、受信端末である携帯端末は、サービスのユーザインターフェースとなる重要なプロダクトであり、商品企画において利用者の使い勝手を熟考しなが</p>

		ら事業者やメーカーの創意工夫が活かされるものであるため、通信サービスとの連携により新たなサービスを創出するためにも、その他の規律は基本的に不要と考えます。
3. 携帯端末向けマルチメディア放送と通信サービスとの関連性	(4)ウ	携帯端末向けマルチメディア放送の普及・発展の観点からは、契約取次ぎや料金収納等の業務を行う既存のプラットフォームを円滑に活用することが肝要であると考えます。これらのプラットフォーム業務は、既にさまざまな規律に則りながら、民間の自由競争の環境において確立された商流であることを踏まえると、新たな規律の導入は不要と考えます。また、認証や視聴履歴収集における個人情報等の取扱いについても、委託放送事業者が既存の規律に則り適切に行うべきことであると考えております。
4. 認定手続きの回数や方法	(1)ア	13セグメント領域と1セグメント領域は、技術的にサービスの品質や提供可能サービスが異なるため、両セグメント領域に異なる審査項目や基準を設定し、期日を分けて手続きを実施することについては賛成します。
4. 認定手続きの回数や方法	(1)イ	特定セグメント（部分受信階層）における各委託放送事業者の EPG や ECG の配信については、特定セグメント以外の領域で委託放送事業者が主体的に編成を行う放送とは性質が異なり、委託放送事業者全体に関わることから、利用者利便の観点から、関連する委託放送事業者間でその配信方法等について協議・調整を行いながら運用できる枠組みであることが望ましいと考えます。また、当該セグメントは、EPG や ECG の配信、号外コンテンツの配信を前提に、受信端末において優先的に受信することが検討されていることから、当該セグメントの一部を特定の委託放送事業者の事業の用途として割り当てることは、公正競争の観点から慎重に検討すべきと考えます。
4. 認定手続きの回数や方法	(2)ア	13セグメント領域において複数回の認定手続きとすることは、委託放送事業への参入を検討する者にとって事業参入時期の選択肢が広がるほか、

		<p>希望する周波数において認定を受けられなかった者にとって、事業計画を見直しての再参入の機会になるなど、携帯端末マルチメディア放送への参入の関口を広げることに関与する可能性があるため賛成します。</p>
5. その他制度整備及び審査に当たっての要望等		<p>既に開設計画認定を受けた受託放送事業はもとより、委託放送事業においても NTT グループ企業の参入が見込まれるなか、携帯端末向けマルチメディア放送において、通信事業における NTT グループの市場支配力が及ぶことのないよう、また、携帯端末向けマルチメディア放送での市場支配により、携帯電話等の通信事業における NTT グループの市場支配力の更なる強化に繋がらないよう留意すべきと考えます。</p>
5. その他制度整備及び審査に当たっての要望等		<p>既に株式会社マルチメディア放送が受託放送事業者としての開設計画認定を受けているため、ハード・ソフト完全分離下における委託放送事業の公正競争や受託放送事業者による公平な役務提供・情報提供を実効的に担保する観点から、株式会社マルチメディア放送の委託放送企画会社と受託放送会社の完全分離を申請受理の要件とする等、実効的な制度整備が行われることを希望します。</p>
5. その他制度整備及び審査に当たっての要望等		<p>携帯端末向けマルチメディア放送については、受信端末が携帯端末であり、利用者は希望する場所でサービス提供を受けられるかどうか、厳密には契約締結後に実際にその場所に行かないとわからず、委託放送事業者はサービス提供エリアやエリア品質に対する直接的な責任を負っていないことから、契約に関するトラブルに発展する可能性があります。よって、受託放送事業者によるエリア品質やサービス提供可能エリアの利用者への積極的周知や、委託放送事業者への詳細なエリア情報の開示・利用者説明に関するすり合わせが必要となるため、受託放送事業者がこれらの業務を確実に実施するためのルール整備（これらの情報提供について約款への記載を義務付ける等）が必要であると考えます。</p>

5. その他制度 整備及び審査 に当たっての 要望等	委託放送業務の認定審査においては、予め具体的な認定基準や比較審査基準（審査項目とそれらに対する重み付け、総合的な評価方法など）を明示されることを希望します。
-------------------------------------	--